

規 約

(名 称)

第一条 この会の名称は 「昭島市障害者（児）福祉ネットワーク」 とする。

(目 的)

第二条 会員相互の情報を交換し障害者（児）問題をともに考え 昭島市の福祉の向上を図る。

(所在地)

第三条 代表者の所在地とする。

(会 員)

第四条 正会員は、会の目的に賛同し会費を納めた昭島市内で活動する団体とする。

2 賛助会員は会の目的に賛同し会費を納めた個人とする、ただし議決権を有しない。

(役 員)

第五条 この会は次の役員を置く。

代表	1名
副代表	2名
会計	1名
事務局	3名以上

2 役員は正会員より7名以上選出し、選出された役員の中で各役職を互選し総会で承認を得る。

3 会計監査は1名、任期は1年とし正会員の中から総会で選出する。

4 役員の任期は2年とする。再任は妨げない。

5 年度役員が拡大役員を任命し、最大2名まで置く事が出来る。

6 役員会は随時開催する。

7 事務局に事務局長を置くことができる。

(総 会)

第六条 総会は年1回、6月とする。

2 総会を最高決定機関とする。

3 総会は、正会員の過半数が出席した場合に成立することとする。

ただし委任状を出席と認めることが出来る。

(会 計)

第七条 会計期間は6月1日から5月31日とする。

2 会費は、年会費1000円とする。

(規約の変更)

第八条 規約の変更は正会員の過半数の同意を得なければならない。

(会の解散)

第九条 会の解散は正会員の3分の2以上の同意を以って決定する。

附 則

この規約は2003年 6月 4日より施行する。

一部改正 2007年 6月26日

一部改正 2010年 6月24日